

社会福祉法人 中央福祉会

身体拘束その他行動制限廃止指針

社会福祉法人 中央福祉会（特別養護老人ホーム寿晃園、地域密着型特別養護老人ホームみらい）は、利用者の生命又は、身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の方法により、利用者の行動の制限をしません。（契約書第8条）

緊急やむを得ないと施設全体で判断する場合、以下の手続きを経て実施します。

I 身体拘束廃止委員会の開催

委員会構成メンバー 管理者、介護長、相談員、介護支援専門員、看護職員

委員会開催 3か月に1回 必要に応じて開催

検討内容 以下の三つの用件

全て満たす状態であるかを確認する。

1	切迫性	利用者本人、又は他の利用者等の生命、又は進退が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
2	非代替性	身体拘束その他の行動制限を行なう以外に代替えする介護方法がないこと
3	一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

委員会にて、慎重検討の結果、三つの要件を満たした「やむを得ない場合」であることが判断された場合は、管理者の指示に基づき下記の手続きに移る。

II 利用者、家族への説明

家族、又は、身元引受人等に連絡し、面接する。（記録様式①）「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に基づいて、管理者（又は相談員）が詳細な説明を行う。

家族等の十分な理解と同意を得る。記録様式①に署名捺印を求める。

III 介護記録への記載

実際に身体拘束を行なう場合は、様態、時間、心身の状況等を記録すること。

IV 拘束解除を目標に継続的にカンファレンスを行なう。

身体拘束・行動制限が行なわれている場合は、解除することを目標に、身体拘束廃止委員会において、継続的カンファレンスを行い、検討する。

V 職員を対象にした研修について

研修計画に基づき身体拘束廃止に関する研修を年2回以上実施する。

記録様式①

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

- あなたの状態が下記のA B Cをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間において最小限度の身体拘束を行います。
- ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- A 入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為（部位・内容）	
拘束の時間帯及び 特記すべき心身の状況	
適用期間	

上記の通り実施致します。

令和 年 月 日

施設名

管理者

印

（利用者・家族の記入欄）

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名

（本人との続柄）

）

【参考】

身体拘束・行動制限の対象となる具体的行為（身体拘束ゼロへの手引きより）

1. 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。
2. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢などをひもで縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
5. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
6. 車椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帶や腰ベルト、車椅子テープルにつける。
7. 立ち上がる能力のある人に立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
8. 脱衣やオムツ外しを制限する為に介護衣（つなぎ服）を着せる。
9. 他人への迷惑行為を防ぐ為にベッドなどに体幹や四肢をひもで縛る。
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意思で開けることのできない居室などに隔離する。

その他、身体拘束ゼロへの手引きを参考にし、全職員が問題意識を持ち、継続的に日夜、拘束解除に向けての検討を重ねていく。

令和3年6月1日改正

令和3年10月7日改正